

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪のないまちづくりを推進することを目的として、本市の自治会が自主防犯活動の補完として行う防犯カメラの設置事業に対して、予算の範囲内において香芝市防犯カメラ設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、香芝市補助金等交付規則(平成11年規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、自治会がその区域内に防犯カメラ(主に犯罪を防止することを目的として設置する常設の画像装置で、録画装置その他必要な関連機器で構成されているものをいう。以下同じ。)を設置する事業のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置について、事前に自治会員に周知していること。
- (2) 防犯カメラの設置場所の所有者から設置についての許可を得ていること。
- (3) 防犯カメラの設置及び管理について、適切な運用基準を定めていること。
- (4) 防犯カメラの設置について、香芝警察署の意見を求めていること。
- (5) 撮影対象区域は、原則として道路、公園その他公共の場所とし、やむを得ず玄関、庭その他私的な空間が撮影範囲内に含まれる場合においては、所有者又は居住者等の同意を得ていること。
- (6) 防犯カメラのリース契約を締結する場合においては、契約期間終了後に防犯カメラの所有権が自治会に移転するものであること。
- (7) 防犯カメラを設置していることを記載した看板等(以下「防犯カメラ設置表示板」という。)を設置すること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラ、ハードディスク等の電磁的記録媒体、ポール、防犯カメラ設置表示板その他取付部品(以下「防犯カメラ一式」という。)の購入費
- (2) 防犯カメラ一式(設置後60月以内のものに限る。)のリース料(保守点検に要するものは除く。)
- (3) 防犯カメラ一式の設置工事費(既存の設備の撤去又は移設に要するものは除く。)
- (4) 防犯カメラ一式の修繕費(保守点検に要するものは除く。)
- (5) その他市長が必要と認めるもの  
(令和5年1月1日・一部改正)

(補助額)

第4条 補助額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1自治会の1会計年度当たりの限度額は20万円とする。ただし、補助対象事業の実施に関し国、県等の公的補助金等を受けている場合は、補助対象経費からその金額を差し引くものとする。

(平成30年4月1日・一部改正)

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げるものを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号の周知していることが分かるもの
- (2) 第2条第2号の許可を得ていることが分かるもの
- (3) 第2条第3号の運用基準を定めたもの
- (4) 第2条第5号の同意を得ていることが分かるもの
- (5) 防犯カメラ等の購入等に係る見積明細書又は第2条第6号に掲げる契約の内容が分かるもの
- (6) 防犯カメラを設置する箇所の位置図及び撮影範囲を記した平面図(別記様式)
- (7) 防犯カメラを設置する箇所の現況写真
- (8) 防犯カメラのカタログ等
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 香芝市防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン及び関係法令等を遵守し、プライバシーや個人情報の取扱いに十分に配慮すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助対象事業が完了したときは、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ等の購入等に係る支出を証する書類の写し
- (2) 防犯カメラの設置状況を確認できる写真  
(関係書類の整備等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(検討)

- 2 この要綱の施行後5年以内に、この要綱の実施効果等を勘案し、運用状況に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の香芝市防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の香芝市防犯カメラ設置補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別記様式(第5条関係)

(令和5年1月1日・一部改正)

別記様式（第5条関係）

防犯カメラを設置する箇所の位置図及び撮影範囲を記した平面図

年 月 日

自治会 会長

設 置 場 所	
管 理 責 任 者	
取 扱 担 当 者	
設 置 数	
機 種 名	
位置図・平面図	